

## 社会福祉法人桐孝会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人桐孝会（以下「法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とし、週3日以上法人の業務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 法人は、評議員及び役員には、その勤務形態に応じて、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員 月額報酬
- (2) 非常勤役員 日当報酬
- (3) 評議員 日当報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 法人の常勤役員の月額報酬は、年額700万円を上限として理事会で決定する額を毎月支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬の額は、理事会、評議員会、監事監査及びこれに準ずる会議（以下「理事会等」という。）への出席時に、日当報酬として1日当たり10,000円とする。ただし、同一日に2以上の理事会等に出席した場合は重複して支給しない。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月末日で締切り翌月末日（末日が休日に当たるときは、その前日）とする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったとき

は、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、就任月の月額報酬は日割計算にて支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、退任月の月額報酬は日割計算にて支給する。

3 役員等が死亡により退任した場合には、前項の規定にかかわらず、退任月の報酬は、日割計算によらず月額報酬額とする。

4 第1項又は第2項の規定により日割計算にて報酬を支給する場合は、法人の職員の例による日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当の支給)

第7条 常勤役員には、第3条第1号に掲げる報酬等のほか、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支払方法及び支給日は第5条第1号の規定の例による。

(費用)

第8条 法人は、常勤役員、非常勤役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員、非常勤役員及び評議員がその職務のため出張をしたときは、それに要する旅費に相当する額を支払うものとする。

3 常勤役員、非常勤役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した手数料等の費用について、負担者の請求に基づき実費弁償として支給するものとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員の決議により行うものとする。

(補足)

第10条 この規定の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。